資　　料　　6
令和８年８月24日
第８回審議会資料

# 第６章　整備の進め方

## １　推進体制

### (1)改築懇談会（仮称）の設置

学校の改築にあたっては、改築する学校、保護者、関係者、地域住民、教育委員会等による改築懇談会（仮称）を設置します。

基本構想、基本計画の策定にあたっては、改築懇談会（仮称）で意見を聞きながら検討を行います。

### (2)庁内体制

庁内における準備・検討を行うための体制を、教育委員会内に構築します。

学校施設を所管する教育企画課を中心に、教育委員会内での横断的な連携を図るとともに、学校が公共施設として持つ役割を鑑み、市長部局と調整を行います。特に複合化*・多機能化*については公共施設等総合管理計画*庁内推進本部で調整し、各校の仕様等については公共施設整備連絡調整会議で調整を行います。

また、施設を適切に維持・管理するため、公共施設マネジメントを所管する資産活用課や施設の『保全・改修計画*』を所管する施設課とも十分な連携を図ります。

## ２　計画的な整備の実施

### (1)改築の手順

#### ア　基本構想

学校施設整備基本計画、各学校の校地の条件、独自性および地域性等を踏まえ、改築にあたっての考え方を整理します。

#### イ　基本計画

学校施設整備基本計画やアの基本構想をもとに、設計の前提となる新たな学校施設の全体像を示します。特に、配置計画は、周辺への影響、学校使用における動線等を検討のうえ、改築懇談会や近隣住民の意見を聞き、決定する必要があります。

整備の事業手法については、武蔵野市の「公民連携に関する運用ガイドライン」に基づき、手法を検討します。学校改築事業は、優先的検討規定の対象であるため、工期短縮と民間ノウハウの活用が期待できるDB（設計・施工）方式を優先検討します。ただし、市場調査の結果、複数事業者の参画が見込めない場合は、設計と施工を分離した従来方式を採用します。

【実施内容（例）】

・ 児童・生徒数の想定
・ 予定室数および予定規模
・ 施設配置図およびイメージ図
・整備の事業手法の検討

**ウ　基本設計**

基本計画をもとに、校地の条件などを建築基準法等の関係法令に照らし合わせ、平面、立面などの基本設計図を作成するとともに、改築に係る概算金額を積算します。

【実施内容（例）】

・ 基本設計図書、基本設計説明書の作成
・ 配置図、各階平面図、立面図、断面図の作成
・ 意匠*、構造、電気設備、空気調和設備、衛生設備、外構、備品等の各図面の作成

**エ　実施設計**

基本設計図書をもとに、詳細な設計を行うとともに、工事の契約および実施に向け、詳細な仕様および整備費用を決定します。

【実施内容（例）】

・ 実施設計図書の作成
・ 各工事仕様書の作成
・ 工事費積算書の作成
・ 計画通知*
・ 工事契約関連資料作成

**オ　工事**

実施設計図書に基づき、工事を実施します。施工にあたっては、児童・生徒の安全確保と教育活動への影響を最小限に抑える計画を策定し、近隣住民への配慮を徹底しながら円滑な工事推進を図ります。

【実施内容（例）】

・ 各工事の施工に伴う施工監理、品質管理および工程管理
・ 児童・生徒および周辺環境の安全対策
・ 近隣対策（騒音・振動への配慮等）
・ 竣工検査、 引き渡し

**⑵ 工程と期間**

１校あたり全体で６年～８年程度とします。

**【図表28 改築工程】**

<table>
<tr><td>-</td><td>0年目</td><td>1年目</td><td>2年目</td><td>3年目</td><td colspan="2">4年目</td><td>5年目</td><td>6年目</td><td colspan="2">7年目～</td></tr>
<tr><td>-</td><td>基本構想＊1</td><td>基本計画</td><td>基本設計</td><td colspan="2">実施設計</td><td>入札契約手続</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr>
<tr><td>仮設校舎有</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>仮設校舎建設</td><td colspan="2">解体工事</td><td colspan="2">新校舎建設工事</td><td colspan="2">仮設校舎等解体外構工事等＊2</td></tr>
<tr><td>仮設校舎無</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">解体工事</td><td colspan="2">新校舎建設工事</td><td>外構工事＊3</td><td></td></tr>
</table>

＊1　統合等、特に学校関係者・周辺住民等と協議が必要な場合

＊2　仮設校舎の解体が必要な場合、解体後に外構工事等が必要（2年程度）

＊3　新校舎建設工事が外構工事を含めて、2年で収まらない可能性があり、外構工事の半年分を見込むことも必要。本体工事完了時に生徒・児童の引越を完了させ、授業は開始する

## 3　整備後の評価と次校整備への反映、本計画の見直し

改築後の学校については、点検・評価を行い、その結果を以後の改築計画に随時反映させていきます。そのうえで、長期間にわたる学校施設の整備を計画的かつ継続的に進めるため、令和25（2043）年度までの24年間を3期に分けて計画を進めます。第一期計画は、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間としています。第二期計画は、第一期計画から継続する形で、令和9（2027）年度から令和17（2035）年度末までの9年間としています。これは、計画期間の最終年度を次期計画の策定期間と重複させることにより、社会情勢や教育環境などの変化に柔軟に対応しながら、切れ目なく学校施設の整備を進めるためです。第二期計画についても、各学校の改築に要する期間、児童・生徒数推計の実施時期、教育内容の変化、社会情勢の変化、建築技術の進展、本市の財政状況の変化など、様々な変動を考慮し、最後の1年間を次期計画と重複させることとしています。このため、令和16（2034）年度に次期計画の改定を行います。見直しに当たっては、改築校の点検・評価や学校へのヒアリング結果をはじめ、教育環境の変化、最新の児童・生徒数の推計値、学校施設に求められる機能・役割、技術の進歩など、最新の情報を反映していきます。

**【図表29本計画の実施サイクル】**

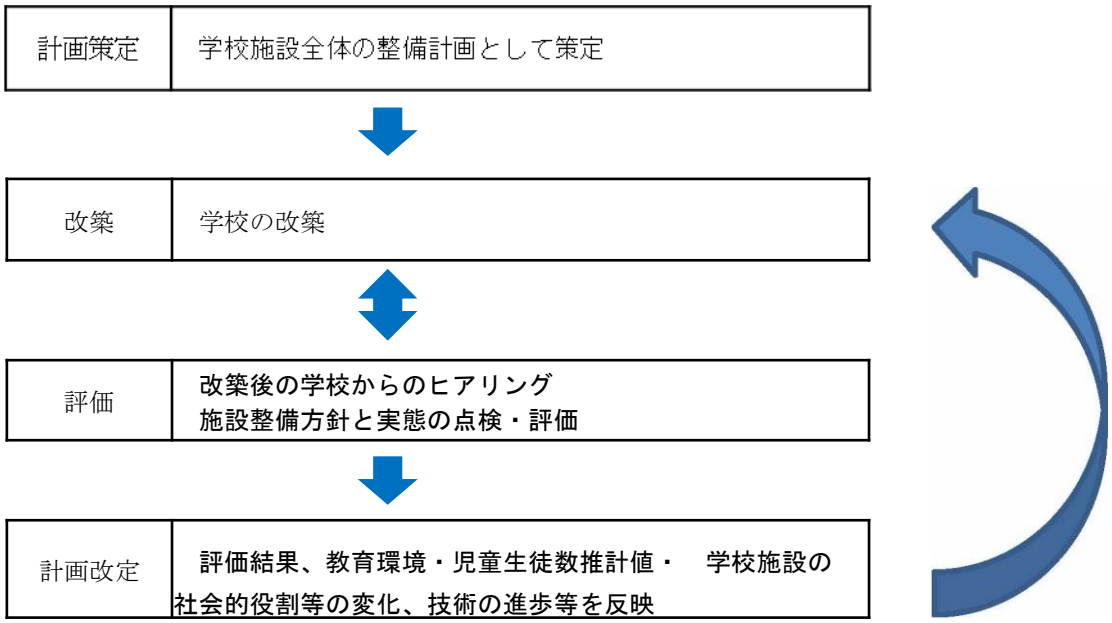

# 総括・まとめ

第二期学校施設整備基本計画では、教育委員会からの諮問に基づき、「全市的な視点から見た中学校の適正な数」や「未来における教育を見据えた校舎のあり方」を主要な論点として審議を重ねてまいりました。本計画答申の締めくくりにあたり、審議の総括と教育委員会への要望を以下にまとめます。

1. 未来の教育を見据えた学校施設のあり方と基本理念の具現化

これからの学校施設整備にあたっては、基本理念「子どもたちにとって『明日また行きたい』と思える学校」の創造を目指すこととしました。これは、文部科学省が提唱する「新しい時代の学び舎」の理念、および第四期武蔵野市学校教育計画が掲げる場づくりの方針と合致するものです。

今後の学校改築においては、これまでの改築校の実績と知見を活かし、「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備」を進め、特に、学校図書館と多目的室からなる開放的なラーニングコモンズを中心に配置し、各教室を連続的につなぐことで、教科等横断的な学習や主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び・協働的な学びを促す多様な教育空間の実現を要望いたします。

2. 適正規模の算出と第二中学校・第六中学校の再編方針

改築後60年以上活用される学校施設の長期的視点に立ち、上記のような豊かな教育環境を安定して維持するため、本市の小中学校の適正規模を審議しました。その際、国が法令で定める小中学校の標準規模（１校12～18学級）を参考にしつつ、子どもたちの多様な学びときめ細かく対応できる教職員の指導体制の確保を目指して審議を進め、本市における適正規模を「1校12～18学級（市内全体で3～4校）」とまとめました。これに基づき、本計画期間中に改築を迎える第二中学校および第六中学校について具体的な方策を審議した結果、両校を再編し「統合新校」を設置することが望ましいとしました。

3. 義務教育学校に関する意見の反映

審議の中で、施設一体型小中一貫校である「義務教育学校」の設置を望む意見があったことを、次期「第七期長期計画策定委員会」へ報告することを要望いたします。

4. 変動要素の考慮と次期計画への展望

次期（第三期）計画の策定にあたっては、改築校の点検・評価、学校へのヒアリング結果をはじめ、児童生徒数推計、教育内容の変化、社会情勢や建築技術の革新、財政状況の推移など、様々な変動要素を柔軟に捉え、最新の情報を踏まえて策定していく必要があります。その上で、次期（第三期）計画期間中に改築を予定する学校についても、適正規模の実現のため、具体的な方策を議論をされることを要望いたします。